

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社大瀧商店に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社大瀧商店に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年3月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社大瀧商店に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社大瀧商店（「大瀧商店」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、大瀧商店の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、大瀧商店がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

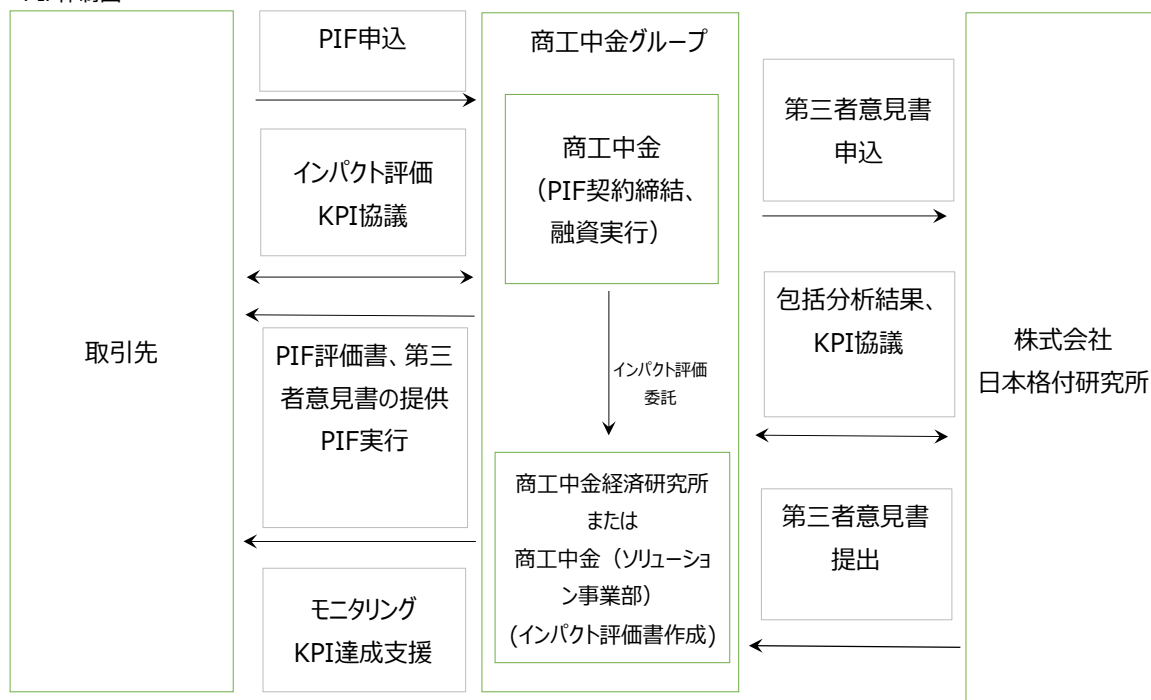
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF体制図



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である大瀧商店から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

近藤 昭啓

近藤 昭啓



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年3月29日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社大瀧商店（以下、大瀧商店）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、大瀧商店の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{*1}に対するファイナンスに適用しています。

(*1)中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社大瀧商店
借入金額	100,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	15 年
モニタリング実施時期	毎年 11 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	和歌山県紀の川市田中馬場 127-7
創業・設立	創業: 1983 年 7 月 20 日 設立: 2006 年 6 月 20 日
資本金	3,000,000 円
従業員数	27 名 (2024 年 1 月現在)
事業内容	① 産業廃棄物処理及びリサイクル ・プラスチック・塩化ビニールのマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル ・製鋼副資材の製造 ② 減容成型機卸売
主要取引先	(主要仕入先) 日東電工株式会社、紀の川市、旭化成株式会社 (主要販売先) 小畑産業株式会社、JFE 商事資機材販売株式会社、トピー実業株式会社、穴織カーボン株式会社、アマタ株式会社

【業務内容】

大瀧商店は、和歌山県紀の川市に本社を置く産業廃棄物の回収・処理事業者である。製造業から排出される廃棄プラスチック等の産業廃棄物や建設業の施工後の廃材の回収・リサイクルを行うことで積極的に再資源化を図っている。主な事業は、①プラスチック・塩化ビニールのマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、②製鋼副資材の製造、③減容成型機の販売の3つに大別される。

①プラスチック・塩化ビニールのマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル

回収したプラスチックや塩化ビニールで再生可能なものはマテリアルリサイクル(*2)、再生が難しいものはケミカルリサイクル(*3)でリサイクルを行っている。

(*2)マテリアルリサイクル

廃棄プラスチックの中で再生可能なものをペレット化、原料化する。

(*3)ケミカルリサイクル

マテリアルリサイクルできないものは、自社施設及び協力会社で製鋼副資材に加工し、製鋼事業者に納入する。



ストレッチフィルムなど (PE 透明)



ケミカルドラム



コンテナ (PP)



ペットボトル (PET)



硬質 MIX



エコキャップ



軟質フィルム

(写真①) 大瀧商店でマテリアルリサイクルが可能なプラスチック (大瀧商店提供)

②製鋼副資材の製造

独自の加工技術でフォーミング抑制剤(*4)及び加炭材・昇熱材といった製鋼副資材に加工し、リサイクルする。

(*4)フォーミング抑制剤

高炉、電炉を保有する製鋼事業者で活用される。高炉メーカーでは溶鉱炉に投入することで泡立ち(フォーミング)による溢れを防止する役目をもつ。電炉メーカーでは加炭材、昇熱材として利用される。



(写真②) 製鋼副資材 (大瀧商店提供)

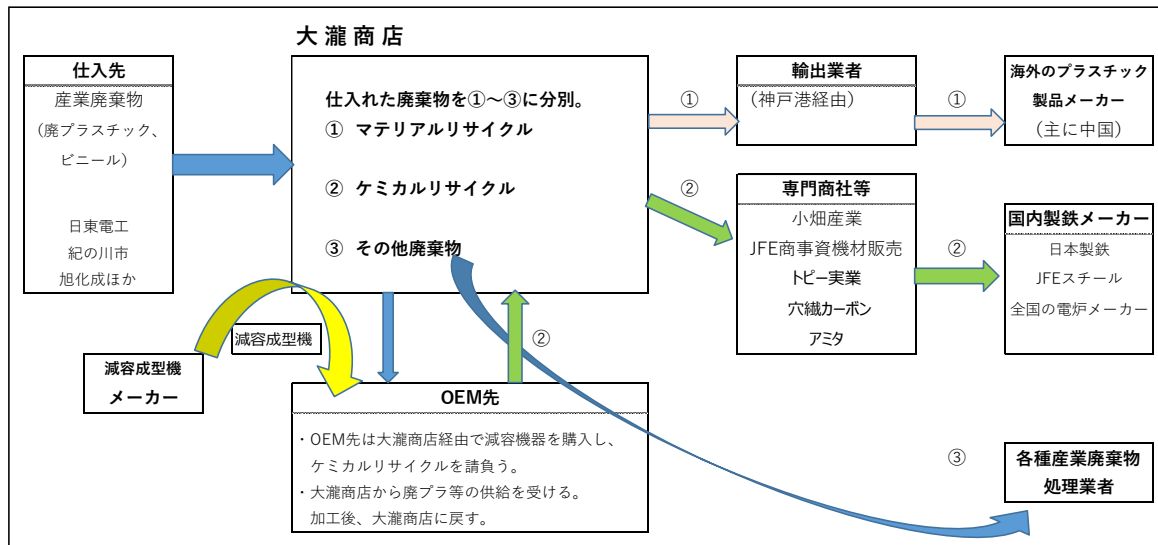


(写真③) 製鋼副資材に加工可能な処理難物の例 (大瀧商店提供)

③減容成型機の販売

減容成型機とは、ゴミ等の体積を減らすことで搬送しやすくしたり、保存のための体積を確保したりするための装置である。

<商流図>



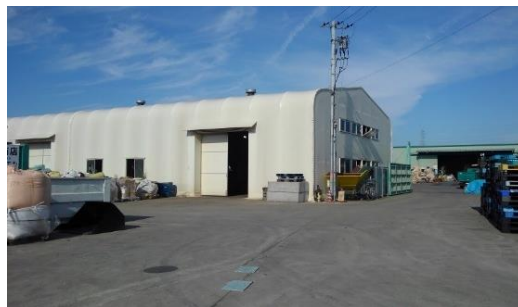
(図表①) 出所:大瀧商店提供資料をもとに商工中金経済研究所が作成

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
本社	和歌山県紀の川市田中馬場 127-7	本社機能、製品の研究・開発
環境事業部	和歌山県紀の川市田中馬場 167-3	廃棄物の受入、製鋼副資材の製造



(写真④) 本社の外観 (大瀧商店提供)



(写真⑤) 環境事業部の外観 (大瀧商店提供)

【沿革】

1983年 7月	大瀧商店創業 和歌山市 びん資源化委託業務開始
1985年	紀の川市打田地区 粗大ごみ収集運搬業務委託開始 紀の川市打田地区 飲料びん再生業務開始
1989年	岩出市 粗大ごみ収集運搬業務委託開始 紀の川市打田地区 汚泥処理業務開始
1996年	紀の川市打田地区 不法投棄撤去業務開始
2000年 4月	紀の川市打田地区 一般廃棄物収集運搬業務委託開始
2006年 6月	株式会社大瀧商店 設立
2006年 10月	紀の川市全域 事業系一般廃棄物収集運搬業務開始
2010年 9月	産業廃棄物処理事業開始
2015年 6月	高炉向け製鋼副資材（フォーミング抑制材）製造開始
2018年 1月	エコアクション 21 認証取得
2018年	フォーミング抑制材販売開始
2019年 8月	粉体塗装を利用したフォーミング抑制材及び製法特許登録
2020年 4月	電炉向け製鋼副資材（加炭材）製造開始
2022年 1月	バサルト長繊維製造装置特許登録
2022年	需要拡大のため OEM で全国展開を開始
2023年 3月	製鋼用または製鉄用添加剤特許出願
2023年 6月	わかやま環境大賞受賞

<許可証一覧>

大阪府	産業廃棄物収集運搬業許可 第 02700128934 号
兵庫県	産業廃棄物収集運搬業許可 第 02804128934 号
和歌山県	一般廃棄物処理施設設置許可証 第 1024 号 産業廃棄物収集運搬業許可 第 03011128934 号 産業廃棄物処分業 第 03021128934 号 金属くず商許可証 第 1103006 号、古物商許可証 第 651030000667 号 リサイクル製品認定通知書 第 R5-2 号
紀の川市	一般廃棄物処理許可証 第 30208013 号
京都府	産業廃棄物収集運搬業許可 第 02600128934 号
滋賀県	産業廃棄物収集運搬業許可 第 02501128934 号
奈良県	産業廃棄物収集運搬業許可 第 02900128934 号
愛知県	産業廃棄物収集運搬業許可 第 02300128934 号
岡山県	産業廃棄物収集運搬業許可 第 03300128934 号



大瀧商店はエコアクション 21 認証(*5)を取得している。

(*5)エコアクション 21 認証・登録制度

エコアクション 21 認証・登録制度とは、環境省が定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインに基づく制度で、環境への取り組みを組織的に実行するための仕組みを構築・運用・維持するとともに、その取り組み状況を公表する等継続的に環境経営を推進する事業者を認証し、登録する制度。

(写真⑥) エコアクション 21 認証



(写真⑦) わかやま環境大賞



(写真⑧) 特許証「フォーミング抑制材およびフォーミング抑制材の製造方法」

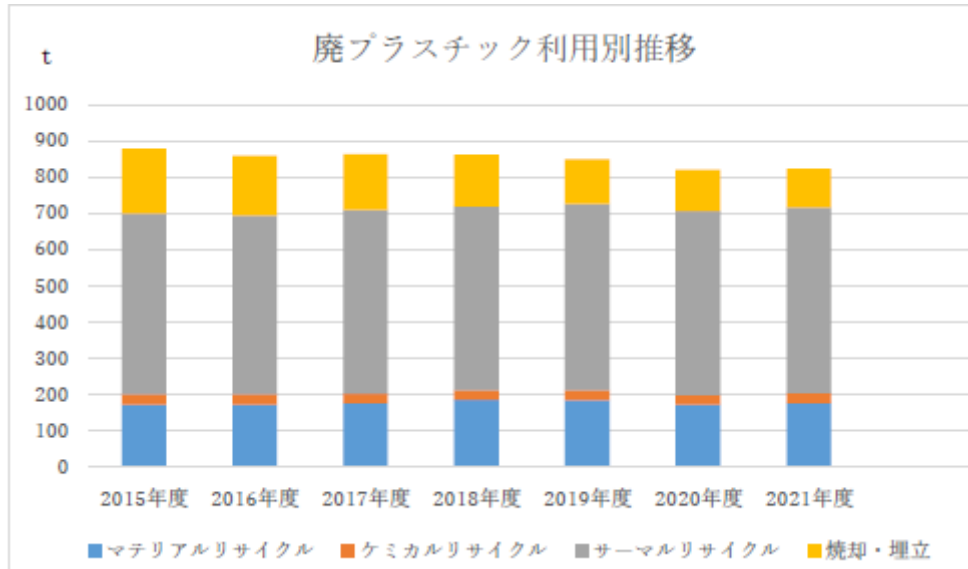


(写真⑨) 特許証「バサルト長繊維製造装置」

(写真⑥～⑨は大瀧商店提供)

2.2 業界動向

■ 廃プラスチックにおけるリサイクル状況について



図表②：出所（一社）プラスチック循環利用協会web

- 2021 年度における廃プラスチック総排出量は、前年度比 2 万 t 増の 824 万 t となり、このうち 87%にあたる 717 万 t がマテリアル、ケミカル並びにサーマルリサイクルとして有効利用された。有効利用率の内訳はマテリアルリサイクルが総排出量の 21%（177 万 t）、ケミカルリサイクル 4%（29 万 t）並びにサーマルリサイクル 62%（511 万 t）となった。有効利用率の一層の向上のためには、13%（107 万 t）を占める未利用の単純焼却・埋め立てをリサイクルに取り込んでいく必要がある。
- 政府は、「プラスチック資源循環促進法」を2022 年4 月に施行した。この法律の概要は、プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することを目的とした法律となっており、単に「捨てる量を減らすこと」だけでなく、「捨てることを前提としない経済活動をする事」を目指していることが特徴である。

大瀧商店は、廃プラスチックとビニールのリサイクルに取り組んできた。それらを貴重な有効資源と位置づけ、マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクル及びその関連事業の拡大により21 世紀の循環型社会の実現に一層貢献していく。

2.3 企業理念等

【企業理念等】

社訓
株式会社大瀧商店は、 常に誠意と真心をもって 地域社会に奉仕し、 貢献することを目的とする。
サステナビリティ方針
マテリアルリサイクル+ケミカルリサイクルで埋め立てを 利用しないリサイクルを実現。

大瀧代表取締役は、生まれ育った和歌山県紀の川市を起点に、廃プラスチック・塩化ビニールの完全リサイクルを実現している。将来的には大瀧商店を紀の川市創業の上場会社にし、紀の川市に多くの人を呼び込み、地元に貢献することを願っている。

2.4 事業活動

大瀧商店は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

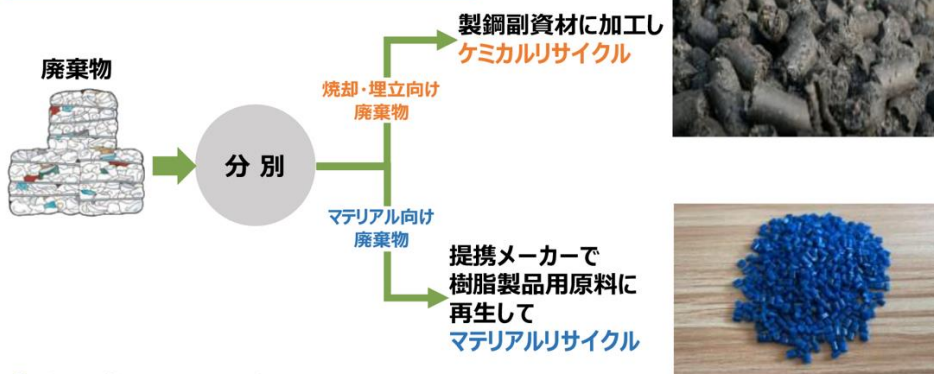
【環境面・経済面】

■ 循環型リサイクルへの取り組み

- 埋め立てを必要としないリサイクルの普及

大瀧商店では、廃プラスチック、塩化ビニール、粉体塗料等、様々なリサイクルを行っている。廃プラスチック類でマテリアルリサイクルが可能なものは、分類し、ペレット、原料化する。マテリアルリサイクルが出来ないものは、ケミカルリサイクルにより製鋼副資材（フォーミング抑制剤、加炭材等）に加工し、製鋼メーカーに納品している。粉体塗料についても製鋼副資材に加工し、リサイクルを行っている。塩化ビニール管は、再資源化が可能なものを買取り、再資源化原料として販売している。再生し難いとされるグレー以外の色付き塩ビ管のリサイクルも相当程度リサイクル出来る。

当社のリサイクルは埋立を利用しません



専門分野でリサイクル

がれきはRCメーカー、プラはペレットメーカー、鉄は製鋼メーカーでマテリアルリサイクルを行い、各社が焼却にしか出せないような廃棄物（例：Cl値0.3%以上の物やアルミが付着した物等）を製鋼副資材に加工し、ケミカルリサイクルする事で課題を解決していきます。

（図表③）製鋼副資材の製造フロー（大瀧商店提供）

日本では再資源化が難しいものや分別の工程で再資源化にコストがかかるのは、燃焼し、熱回収するサーマルリサイクルが行われることが多いが、欧米では一部を埋め立て・焼却処分するサーマルリサイクルはリサイクルとして認められておらず、世界の基準で見た日本のリサイクル率は、企業排出分で3割強、家庭排出分で2割強と低水準にある。大瀧商店は持ち込まれた廃棄物は全てマテリアルリサイクルかケミカルリサイクルを行うため、リサイクル率は100%である。

■ 製鋼メーカーの生産効率向上とCO2削減に寄与

大瀧商店は、再利用が難しく、埋め立て・焼却処分されることが多い塩素濃度の高い廃プラスチックをケミカルリサイクルで製鋼副資材に加工できる技術を有し、高炉メーカーではフォーミング抑制剤、電炉メーカ

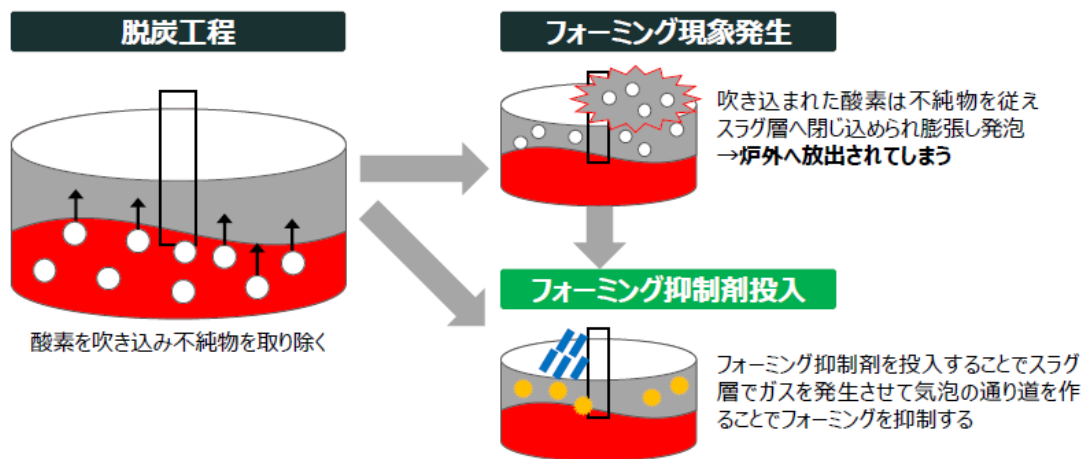
ーでは加炭材や昇熱材として利用されている。

- フォーミング抑制剤の役割

フォーミング抑制剤は、高炉でのフォーミング現象(*6)を沈静化させる役割を持つ。大瀧商店は、成分として鉛を含有せず、フォーミング抑制効果に優れ、更に廃棄粉体塗料を有効活用したフォーミング抑制剤を開発、特許取得している。このフォーミング抑制剤の普及が、高炉メーカーの安全性と生産性向上につながっている。

(*6)フォーミング現象

高炉で良質な鋼を製造するためには、溶けた銑鉄に酸素を吹き込み、炭素、ケイ素、リン、マンガン等を取り除く必要があるが、その際に生じる CO₂ ガスの気泡がスラグ（目的成分以外の溶融物質）を膨れ上がらせ、発砲させてしまう状態がフォーミング現象である。そのまま放置すると溶鋼が炉外に放出され危険であり、良質な鋼が炉外へ放出され、歩留まりが低下する。またフォーミングの沈静化を待つ間、出鋼待ちが発生し、生産性が低下する。



Copyright © 株式会社大瀧商店 All Rights Reserved.

(図表④) フォーミング抑制剤の役割 (大瀧商店提供)

- 加炭材の役割

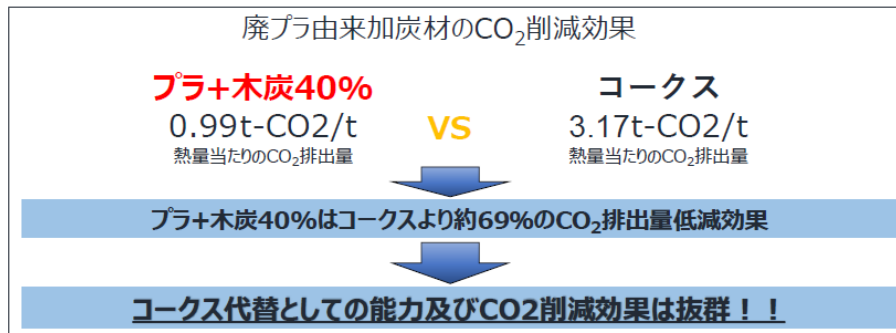
電炉メーカーにおける製鋼プロセスでは、鉄鉱石を還元するコークスを主原料として使用しないため、製造時の CO₂ 排出量が高炉に比べ 1/4 に抑えられるが、鉄を用途に応じた固さにするためや窒素除去のために少量の炭素含有比率の高いコークス類を必要とする。大瀧商店が開発した廃プラスチック由来の加炭材は、高硬度で成型密度が高く、炉内でゆっくりと反応するため、加炭効果が高い。電炉メーカーがこの加炭材と木炭 40%の混合物を利用することで、コークス比約 69%の CO₂ 排出量削減効果(*7)が得られる。大瀧商店の加炭材の普及が、電炉メーカーの一層の CO₂ 削減に寄与している。

(*7)CO₂ 削減効果

発熱量と排出係数による大瀧商店試算結果によるもの。

CO2削減効果 廃プラ+木炭40%

(発熱量と排出係数で試算)



(図表⑤) CO₂ 削減効果 (大瀧商店提供)

- 製鋼副資材生産量増加への取り組み

大瀧商店は、製鉄メーカーとの共同開発により生み出したオリジナルの配合比率と独自の処理機器（減容成型機）を使用することで、低価格で高品質な製鋼副資材を製造している。但し、自社製造能力には限りがあるため、パートナー企業に処理機器を販売するとともに製造ノウハウを提供する形で OEM 製造を拡げ、製鋼副資材の生産量増加を図っている。

【環境面】

■ 地域環境保全への取り組み

- クリーンアップ活動

毎日 1 回、工場周辺を巡回し、ゴミを回収したり、不法投棄物の有無をチェックしたりしている。また海開き前の海岸をきれいにしようと毎年 6 月、浜の宮ビーチの清掃活動「クリーンアップキャンペーン」(*8) に会社を挙げて参加している。

(*8)クリーンアップキャンペーン

和歌山県内の産業廃棄物処理業者 228 社が加盟する一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が社会貢献の一環として例年、環境月間の 6 月下旬に行う活動。2023 年 6 月 25 日に第 25 回目が実施された。具体的には和歌山県毛見の浜サンブリッジから遊泳区域の海岸沿い約 300m で参加者がたばこの吸い殻や海岸に漂着した草木を拾い集めるもの。



(写真⑩) 出所：(一財)和歌山県産業資源循環協会 Web

- エコアクション 21 の取得

廃棄物のマテリアルリサイクルに積極的に取り組み、マテリアルリサイクル出来ないものはケミカルリサイクルを行うことで、焼却や埋め立てを極力を回避するリサイクルの普及に取り組んでいる。またグリーンアップ活動の継続と全電力を再生可能エネルギー由来（グリーン電力証書付）電力の購入とする電力の再生可能エネルギー化を予定している。なお、環境保全活動を組織的、継続的に取り組んでいる証として 2018 年 1 月、エコアクション 21 を取得している。

- わかやま環境大賞の受賞

2023 年 6 月、廃棄物由来の炭素（コークス）使用量削減に寄与する製鋼副資材を開発、環境保全に取り組んでいる功績が認められ、第 22 回わかやま環境大賞(*9)を受賞している。

(*9)わかやま環境大賞

和歌山県では、2002 年度より「わかやま環境賞」を創設し、県内において優れた環境保全を行う個人または団体を表彰している。表彰受賞者の活動内容を広く県民に紹介することを通して、環境保全に関する意識を高めてもらうとともに、自主的な行動を促進することを目的としている。

(表彰の種類)

「わかやま環境大賞」、「わかやま環境賞」、「特別賞」の 3 区分。中でも、わかやま環境大賞は、環境保全に対する功績が特に顕著である個人または団体を讃えるものであり、2023 年度の受賞者は、大瀧商店 1 社のみ。

(表彰の対象となる活動)

1. 環境保全に対する効果が現れ、または効果が現れることが期待できる活動であること。
2. 県民に波及し、または普及している活動であること。
3. 独自性または先進性のある活動であること。
4. 継続性または献身性のある活動であること。

(出所：和歌山県 Web 環境生活部「わかやま環境賞」)

■ 排出物削減への取り組み

- 大瀧商店は、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くずはもとより、燃えがら、汚泥、鉾さい（スラグ）、煤塵、石膏ボード等の産業廃棄物も自社でリサイクル可能である。150℃前後の低温で燃焼し、NOx 他有毒ガスを発生させずに処理できる。その他廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣等、自社でリサイクル出来ないものは、各種産業廃棄物処理業者を通じて適正に処理・再生している。
- トラックは全て自動車排出ガス規制等適合車を使用し、洗車は廃棄物の積込地の洗車場等適切な場所で行っており、有害排出物の大気や土壌への排出、水質汚濁は抑制されている。

【社会面】

■ 資格取得支援への取り組み

- 大瀧商店は、業務上必要となる資格の取得支援に取り組んでいる。具体的には、講習会受講や

受検料等の取得にかかる費用は全額会社負担としており、2024年1月現在の資格保有者は30名（延べ人員数）である。今後の業容拡大により、フォークリフト(*10)、車両系建設機械、(*11)、小型移動式クレーン(*12)運転資格者の増員が必要となる。会社としては従業員の配属と適性等を見極め、各資格の取得を推奨していく。

資格取得者の内訳			(人)
フォークリフト 免許・ 特別教育修了	車両系 建設機械免許・ 特別教育修了	小型移動式 クレーン運転 免許	計
17	8	5	30

(2024年1月現在の延べ人員数)

(*10) フォークリフト運転資格

最大荷重 1 トン以上のフォークリフト運転作業の従事者は、労働安全衛生管理法で各都道府県労働局の登録教習機関での運転技能講習修了が義務付けられている（最大荷重 1 トン未満は、各事業者の特別教育でも可）。

(*11) 車両系建設機械運転資格

車体重量 3 トン以上のユンボは車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習、同 3 トン未満は同運転特別教育の受講修了が労働安全衛生法で義務付けられている。また解体用建設機械も同様に車両系建設機械（解体用）運転技能講習（車体重量 3 トン以上）または同技能講習（車体重量 3 トン未満）の修了が義務付けられている。

(*12) 小型移動式クレーン運転

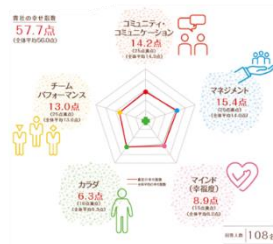
小型移動式クレーン運転（ユニック車）の運転には、車体総重量と最大積載量に応じた自動車運転免許とともに吊り上げ荷重により移動式運転士免許（吊り上げ荷重 5 トン以上）、小型移動式クレーン運転技能講習修了（同 1 トン以上 5 トン未満）または移動式クレーン運転の特別教育修了（同 1 トン未満）が必要である。

■ 働きがいのある職場づくりへの取り組み

● 幸せデザインサーベイの活用

2023年10月に、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを向上する取り組みとして、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ(*13)」を実施した。総合点は 52.4 点とほぼ全体平均並みであった。会社としては、職場環境や休暇の取りやすい雰囲気等、チームパフォーマンス面の向上を図りたいと考えている。今後も「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。

(*13)幸せデザインサーベイ



幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。

● 健康経営への取り組み

受動喫煙対策として、職場内を一律禁煙としているが、喫煙者に配慮し、喫煙室を設置している。「健康あつての幸福感向上である」との考えより、企業として健康第一に家族が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいる。なお、健康経営の証として従業員の健康に配慮した「わかやま企業健康宣言」を行い、従業員の健康増進に積極的に取り組み、「健康づくり優良事業所」の認定を受けることを目指している。

● 高齢者雇用への取り組み

高齢者の雇用を大切にしており、豊富な経験を持った従業員にはいつまでも頑張ってもらいたいと考えている。60歳定年を迎えた従業員には本人からの継続雇用の希望があれば、ほぼ従前と同条件で1年更新での雇用延長に応じている。作業負担の軽減を図るべく、フォークリフトやコンボ他の作業用機械を積極的に導入している。65歳以上の従業員が2名在籍し（2024年1月末時点）、廃棄物受入や製鋼副資材の製造業務に従事している。

■ 労働時間短縮への取り組み

- 勤務時間内に昼食時の他、10時と15時に各15分の一斉休憩時間を設け、従業員の疲労蓄積防止とリフレッシュを図っている。また会社として労働の対価はキッチリ支払い、従業員には効率的な残業を求める姿勢を示すため、時間外手当は1分単位で支払っている。
- 2023/5期の1人当たり年間総実労働時間は2,142時間と全国の一般労働者平均1,948時間（厚生労働省毎月勤労統計調査令和4年分結果確報）より若干多い。一般廃棄物（家庭ごみ）回収は祝日稼働があることが主因である。2023/5期の1人当たり月平均時間外勤務時間は8.9時間（2023/5期実績：うち事務員13.5時間、ドライバー及び助手6.9時間、作業員6.2時間）と全国の一般労働者平均13.8時間（厚生労働省毎月勤労統計調査令和4年分結果確報）より少ない。会社としては、従業員の生活防衛の観点から特に時間外勤務の抑制はしないが、労務担当者が毎月、全従業員の時間外労働時間を把握し、過重労働とならないよう留意し、時間外勤務時間の短縮を図っていく。
- 社員一人ひとりが働きやすさを感じる、魅力的な職場環境の実現のため、有給休暇取得を取りやすい雰囲気づくりに努めており、従業員はほぼ希望通り有給休暇を取得出来ている。その結果、2023/5期の従業員1人当たりの年間有給休暇取得日数は、17日と全国の一般労働者平均10.9日（厚生労働省令和5年就労条件総合調査の概況）を大きく上回っている。

■ 労災事故防止への取り組み

● 労働災害事故ゼロの継続

長期にわたって労働災害事故ゼロを続けていたが、2021年にパッカー車（ゴミ収集車）の回転盤に作業員が巻き込まれる事故が発生した。安全確認のミスと緊急停止ボタンの押下が遅れたことに起因するものである。直ぐに外部講師によるパッカー車操作についての研修を実施した。以降は年1回、総務部長が集合研修を主催し、適宜に管理者（主任）が、実地指導を行い、安全意識の維持向上を図っている。その結果、2022年以降は労働災害事故はゼロである。今後とも集合研修と実地研修による従業員への基本動作の徹底を続けることで、労働災害事故ゼロを継続する。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義・公正
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	材料再生業、その他機械器具卸売業、プラスチック製品製造業
ポジティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物、包摂的で健全な経済
ネガティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物、経済収束

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
教育	➢ 資格取得支援への取り組み
雇用	➢ 幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上
雇用、包摂的で健全な経済	➢ 高齢者雇用への取り組み
資源効率・安全性、気候、廃棄物	➢ 事業拡大による環境負荷軽減への取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用	➢ 時間外労働時間短縮への取り組み、労災事故防止への取り組み、健康経営への取り組み
資源効率・安全性、気候	➢ CO2 排出量削減への取り組み、エコアクション 21 の維持
廃棄物	➢ 排出物削減への取り組み

なお、UNEP FI のインパクト分析ツールで発出されたインパクトで特定しなかったものとその理由は以下の通りである。

<ポジティブ・インパクト>

●保健・衛生

ヘルスケアに関連する事業は行っていない。

●水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス

水質、大気、土壌改善、自然や生態系を保全・回復する事業は行っていない。

<ネガティブ・インパクト>

●水（質）、大気、土壌

全て排出ガス規制等法令に適合するトラックを使用し、洗車は適切な場所で行う等、有害排出物の大気や土壌への排出、水質汚濁は抑制されている。

●経済収束

取引先との不当な契約関係等はない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

大瀧商店は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】



特定したインパクト	教育	
取組内容（インパクト内容）	資格取得支援への取り組み	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030 年末までにフォークリフト、車両系建設機械、小型移動式クレーン運転資格者を計 10 名増加させる。以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。 (2024 年 1 月時点: 3 資格取得者 30 名 (延べ人員数)) 	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各々業務上必要な資格であり、セミナー受講ほか取得にかかる費用を全額負担する等、取得を支援し、資格取得者増を図っていく。 	
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。






特定したインパクト	雇用	
取組内容（インパクト内容）	幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 幸せ指数のポイントアップ。融資期間中、5 ポイントアップを目標とする。(2023 年 10 月実施時実績 52.4 点) 	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社としては、職場環境や休暇の取りやすい雰囲気等、チームパフォーマンス面の向上を図りたいと考えている。今後も「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。 	
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。



特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済	
取組内容（インパクト内容）	高齢者雇用への取り組み	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030 年末までに 65 歳以上の雇用者数を 2 名 (2024 年 1 月末) から 3 名に増加させる。以降は実情に応じて目標を再設 	

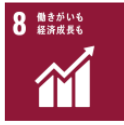

	定し、フォローしていく。		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 高齢でも能力に見合う業務を担ってもらい、今後とも就労を希望する高齢者を幅広く受け入れていく。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	<p>移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	
	10.2	<p>2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	


特定したインパクト	資源効率・安全性、気候、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	事業拡大による環境負荷軽減への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年廃棄物の受入量を 2,400 トンずつ増加させる。 (2023/5 期実績 16,900 トン) ● ケミカルリサイクルの年間処理量を 2030/5 期に 1 万トン以上とする。(2023/5 期実績 7,200 トン) ● 廃棄物処理の付加価値額（営業利益+人件費+減価償却）を 2030/5 期までに 2023/5 期比 215 百万円増加させる。上記各項目とも以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 大瀧商店のケミカルリサイクル由来の製鋼副資材は、高炉メーカーのフォーミング（発砲）現象の発生防止や電炉メーカーの加炭時の CO2 排出量削減に役立ち、結果として製鋼メーカーの環境負荷軽減につながっている。廃棄物の受入量増加は、循環型社会への貢献とともに、付加価値の高い製鋼副資材の生産増による自社の付加価値額増加につながるものである。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	<p>2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>	

	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用
取組内容（インパクト内容）	時間外労働時間短縮への取り組み、労災事故防止への取り組み、健康経営への取り組み
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人あたりの年間時間外労働時間を2030/5期までに事務員10時間、ドライバー及び助手5時間、作業員5時間以内に削減する。以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。 （2023/5期実績：全従業員8.9時間、うち事務員13.5時間・ドライバー及び助手6.9時間・作業員6.2時間） ● 労働災害事故ゼロを維持する。 ● 健康づくり事業者宣言を行い、2030/5期までに健康経営優良法人の認定を受ける。以降は実情に応じて目標を再設定し、フォローしていく。
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2023/5期の1人当たり月平均時間外勤務時間は8.9時間（2023/5期実績：うち事務員13.5時間、ドライバー及び助手6.9時間、作業員6.2時間）と全国の一般労働者平均13.8時間（厚生労働省毎月勤労統計調査令和4年分結果確報）より若干多い。従業員の生活防衛の観点から特に時間外勤務の抑制はしないが、労務担当者が毎月、全従業員の時間外労働時間を把握し、過重労働とならないよう留意し、時間外勤務時間の短縮を図っていく。 ➢ 集合研修と実地研修により従業員への基本動作の徹底を続けることで、労働災害事故ゼロを継続する。 ➢ 健康経営の証として従業員の健康に配慮した「わかやま企業健康宣言」を行い、従業員の健康増進に積極的に取り組み、「健康づくり優良事業所」の認定を受けることを目指している。

貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	資源効率・安全性、気候		
取組内容（インパクト内容）	CO2 排出量削減への取り組み、エコアクション 21 の維持		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025 年末までに自社で使用する電力を全量再生可能エネルギーとする。以降は目標項目の再設定を検討し、フォローしていく。 ● エコアクション 21 認証登録を更新継続する。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 全電力を再生可能エネルギー由来の電力購入とする電力の再生可能エネルギー化を図り、CO2 排出量削減に寄与する。また廃棄物の焼却や埋め立てを極力を行わないリサイクル普及への取り組みとクリーンアップ活動を継続し、その取り組みの証であるエコアクション 21 を更新継続する。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	

なお、廃棄物はインパクトとして特定しているものの、産業廃棄物の殆どを自社及び他の産業廃棄物処理業者を通じて適正に処分している等、既に取り組みが進んでおり、KPI は設定していない。

5.サステナビリティ管理体制

大瀧商店では、本ファイナンスに取り組むにあたり、大瀧代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、大瀧代表取締役を最高責任者とし、美安部長がプロジェクト・リーダー、営業 奥村氏が KPI 推進リーダーとなり、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役 大瀧 吉宏
(プロジェクト・リーダー)	部長 美安 尚紀
(KPI 推進リーダー)	営業 奥村 航一

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、大瀧商店と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、大瀧商店と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。大瀧商店は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190